

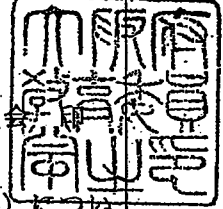
公開決定等の期限の特例通知書

教高第1447号

令和3年4月30日

様

大阪府教育委員会



令和3年4月16日付けであった行政文書の公開請求(受付番号第112号)については、令和3年4月30日までに公開することとなっておりましたが、大阪府情報公開条例第15条第1項の規定を適用し、次のとおり特例期限の適用を行うこととしたので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	大阪府ホームページにある「令和2年度 府立高等学校 指導と評価の年間計画(シラバス)一覧」の令和3年度版全て。同様にPDFデータ希望。
公開決定等の期限の特例の規定を適用する理由	公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、決定期限までに公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため。
公開請求に係る行政文書のうち当初の期限内に公開決定等を行う部分	府立高等学校10校分の「令和3年度 指導と評価の年間計画(シラバス)」
行政文書の特例期限適用後の期限	令和3年5月31日
担当室・課(所)等	大阪府教育庁 教育振興室高等学校課 教務グループ 電話番号 06-6946-2387
備考	